

告示第 2 1 1 号

令和 9 年度及び令和 1 0 年度において、廿日市市が発注する小規模工事等契約希望者の登録に必要な事項及びその申請手続等について次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 定義

小規模工事等とは、市が発注する小規模な工事及び修繕のうち、その内容が軽易でかつ履行の確保が容易であると認められるものであって、予定金額が 1 3 0 万円を超えない工事又は予定価格が 5 0 万円を超えない修繕をいう。

2 登録に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、小規模工事等契約希望者登録（以下「登録」という。）の申請を行うことができない。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 小規模工事等の履行のための行為に関し、法令等の定めにより許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを受けていない者

ウ 直近 2 年間に於いて、別表 1 に掲げる申請しようとする工事等の種類について、工事等種類別完成工事高がない者

エ 廿日市市契約規則（昭和 6 3 年規則第 1 5 号）第 2 条の各号に該当する者

オ 登録に係る申請を行うときに、廿日市市に納付すべき市税の滞納

がある者

カ 登録に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者

キ 入札参加資格審査に係る申請又は登録に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、廿日市市の入札参加資格又は登録の取消しをされた者で、申請の日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。

ク 追加申請期間にあつては、申請しようとする業種について、令和9年度及び令和10年度において登録の取消しを受けた者又は取下げを行った者

(2) 申請手続

ア 申請方法

入札参加資格の審査を受けようとする者は、別表2に掲げる書類等を廿日市市総務部契約課（広島県廿日市市下平良一丁目11番1号。以下「契約課」という。）に郵送又は持参して申請を行うものとする。

イ 申請期間及び受付時間

申請期間は、令和8年11月6日（金）から令和8年11月30日（月）まで（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）第1条に規定する市の休日を除く。）とする。

持参による提出の受付時間は、午前9時から午前11時及び午後1時から午後3時までとする。

なお、提出すべき書類が期限までに契約課へ到達しない場合は、申請全体を無効とする。

ウ 追加申請期間及び追加受付時間

別に告示する。

3 登録の通知

入札参加資格の認定をしたときは、令和9年4月1日に市ホームページ

ジ及び契約課窓口において公表する。ただし、通知を希望する者で、通知書送付用の封筒を契約課へ提出した者に限り、書面により通知する。

4 登録の取消し

登録後、登録に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、登録の取消しを行う。

登録の取消しを受けた者は、令和9年度及び令和10年度において再び登録の申請をすることができない。また、令和10年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、登録の申請をすること及び登録を受けることができない。

5 登録の有効期間

この告示で定める登録の有効期間は、登録された日から令和11年3月31日まで有効とする。ただし、令和11年4月1日以降においても令和11年度の登録がなされないときは、廿日市市小規模工事等契約希望者登録要綱（平成26年告示第190号）第4条第1項の規定により受付を行う令和11年度の登録の日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

工事等の種類
土木一式工事
プレストレストコンクリート工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鋼橋上部工事
鉄筋工事
舗装工事
しゅんせつ工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁工事
電気通信工事
造園工事

さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事
解体工事

別表第 2

項	提出書類	様式番号	備考	
1	小規模工事等契約希望者登録申請提出書類一覧（受付票）	様式第 1 号	○	・商号又は名称を記入し、事前に提出書類を確認し、太枠内に○印を記入すること。
2	小規模工事等契約希望者登録申請書	様式第 2 号 （1 枚目・2 枚目）	○	
3	誓約書	様式第 3 号	○	・原本提出。写し不可。 ・実印を押印すること。
4	使用印鑑届	様式第 4 号	△	・原本提出。写し不可。 ・実印と使用印を押印し、入札、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する者は提出を要しない。 ・使用印鑑は、代表者の印とすること。
5	印鑑証明書		○	・資格審査申請書を提出する日から 3 か月前までの日以降に発行されたもの。原本提出。写し不可。 ・法人…本店所在地の管轄法

				務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書 ・個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書
6	技術職員名簿	様式第5号	○	・様式第5号によらず、直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則様式第25号の11別紙2の技術職員名簿の写しに、朱書で加除訂正を行って資格審査申請書を提出する日現在の状況を示すようにしたものでも可とする。
7	建設業許可申請書の写し		△	・更新手続中の場合のみ提出 ・許可がない場合は提出不要 ・直近に申請した許可官庁の受付印のある建設業法施行規則別記様式第一号の建設業許可申請書(別紙一及び別紙二(2)を含む。)の写し
8	工事等施工実績証明書		○	・申請日から3か月前までの日以降に発行されたもの。原本提出。写し不可。
9	廿日市市発行の滞納がない証明書		△	・資格審査申請書を提出する日から3か月前までの日以降に発行されたもの。原本提出。写し不可。

				・市税（延滞金を含む。）について、滞納がないことを証明したもの ・廿日市市に納税義務がある場合のみ提出
1 0	消費税及び地方消費税の納税証明書		○	・資格審査申請書を提出する日から3か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・未納の税額がないことを証明したもの ・課税されていない場合も提出すること。 ・法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書 ・個人…本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はその3の2による納税証明書
1 1	財務諸表類の写し		○	・法人…直前1年の事業年度についての「貸借対照

				表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し ・個人…直前１年の事業年度についての「貸借対照表」及び「損益計算書」の写し ・入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前１年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前１年の事業年度の前年度の財務諸表とする。
１２	登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）		○	・資格審査申請書を提出する日から３か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・法人…本店所在地の法務局が発行した登記事項証明書（全部事項証明書の「履歴事項証明書」） ・個人…本籍地のある市区町村役場が発行した身分証明書
１３	登録通知用の封筒		△	・資格認定通知書の書面送付を希望する者は提出すること。 ・長形３号の封筒に切手を貼付し、郵便番号及び送付先

				を記載して、宛先に「様」又は「御中」を明記したもの
1 4	A 4 サイズ フラットフ ァイル		○	・ 2 穴とじ、色指定なし ・ 書類は、第 1 項から第 1 2 項までの該当するものをフ ァイルにつづり、提出する こと。 ・ 背表紙に商号又は名称を記 入すること。

備考

- 1 提出書類については、登録に係る申請を行う日を基準日として作成すること。
- 2 ○印は提出を必要とするものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。

(別記)

(小規模工事等)

様式第1号

小規模工事等契約希望者登録申請提出書類一覧(受付票)

* 受付印

商号又は名称			
番号	提出書類	提出書類 (○印)	不足書類 ※市使用欄
1	小規模工事等契約希望者登録申請提出書類一覧(受付票)(様式第1号)		
2	小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第2号・1枚目)		
	小規模工事等契約希望者登録申請書(様式第2号・2枚目)		
3	誓約書(様式第3号) ※写し不可		
4	使用印鑑届(様式第4号) ※写し不可 ※実印と使用印鑑が同じ場合は提出不要		
5	印鑑証明書 ※写し不可(3か月以内に発行されたもの)		
6	技術職員名簿(様式第5号) ※経営事項審査申請に添付したものの写し可		
7	建設業許可申請書の写し ※更新手続中の場合のみ提出 ※許可がない場合は提出不要		
8	工事等施工実績証明書 ※写し不可(3か月以内に発行されたもの)		
9	廿日市市発行の滞納がない証明書 ※写し不可(3か月以内に発行されたもの) ※廿日市市に納税義務がある場合のみ提出		
10	消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内に発行されたもの・写し可) ※課税されていない場合も提出		
11	財務諸表類の写し (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表)		
12	法人: 登記事項証明書(履歴事項証明書)(3か月以内に発行されたもの・写し可) 個人: 身分証明書 (同 上)		
13	資格認定通知用の封筒(長形3号) (110円切手貼付、郵便番号・宛先を記載して、「様」又は「御中」を明記)		
14	A4サイズフラットファイル(2穴とじ、色指定なし) (背表紙に商号又は名称を明記したものに提出書類(第13項は除く。)をつづる。)		

注1 太枠内のみ記入し、不足書類欄は記入しないでください。

注2 必須書類の不備・不足については、申請期間(追加申請にあっては、それぞれの追加申請期間とする。)の期限から起算して7日を経過した日までに訂正・提出がない場合、当該受付は効力を失うものとします。
その他の書類の不足については、該当がなかったものとして処理します。

小規模工事等契約希望者登録申請書

(元号) 年 月 日 申請

廿 日 市 市 長 様

所在地(住所)

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

実印

※受付印

令和9年度及び令和10年度において、廿日市市で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。
なお、「地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。」及び「この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。」を誓約します。

01 新規・更新の区分	(1. 新規 2. 更新)	02 法人・個人の区分	(1. 法人 2. 個人)	03 法人番号	(半角)
04 商号又は名称(フリガナ)					(全角カナ)
05 商号又は名称(漢字等)					(全角)
06 代表者役職(漢字等)	(全角)	07 代表者氏名(漢字等)	(全角)		
<主たる営業所(本店)>					
08 郵便番号	(半角)				
09 所在地	(全角)				
(ビル名等)	(全角)				
10 電話番号	(半角)	11 FAX番号	(半角)		
12 Eメールアドレス	@	(半角)	13 Eメールアドレス区分	(1. 法人用 2. 担当者用)	
14 現在の建設業の許可番号	<大臣・知事コード>	<許可番号>	<最新の許可年月日>	年	月
15 営業年数	年	16 総職員数	人	17 廿日市市への納税義務の有無	(1. あり 2. なし)

元号
※年月日は和暦とし、元号を「平成→4、令和→5」で記入してください。

様式第2号・2枚目

18 登録を希望する業種（資格の認定を希望する業種のみ記入すること。）									
工事等の種類（略号）		建設業許可 0. なし 1. 一般 2. 特定	総合評定値 (P)	年間平均完成工事高 (千円)	技術職員数				
					一級	講習受講	基幹	二級	その他
010	土木一式工事（土）								
011	プレストレストコンクリート（プ）								
020	建築一式工事（建）								
030	大工工事（大）								
040	左官工事（左）								
050	とび・土工・コンクリート工事（と）								
051	法面処理（法）								
060	石工事（石）								
070	屋根工事（屋）								
080	電気工事（電）								
090	管工事（管）								
100	タイル・れんが・ブロック工事（タ）								
110	鋼構造物工事（鋼）								
111	鋼橋上部（橋）								
120	鉄筋工事（筋）								
130	舗装工事（舗）								
140	しゅんせつ工事（し）								
150	板金工事（板）								
160	ガラス工事（ガ）								
170	塗装工事（塗）								
180	防水工事（防）								
190	内装仕上工事（内）								
200	機械器具設置工事（機）								
210	熱絶縁工事（絶）								
220	電気通信工事（通）								
230	造園工事（園）								
240	さく井工事（井）								
250	建具工事（具）								
260	水道施設工事（水）								
270	消防施設工事（消）								
280	清掃施設工事（清）								
290	解体工事（解）								

申請事務担当者 部署名 担当者氏名 電話番号 FAX番号

誓約書

私は次の事項について誓約します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、廿日市市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、登録は取り消されます。

(元号) 年 月 日

廿日市市長 様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

実印

使 用 印 鑑 届

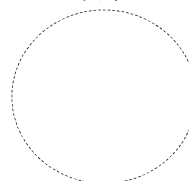
廿 日 市 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

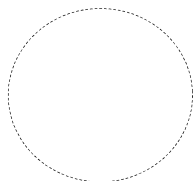
実印



私は、次の事項について使用する印鑑を届け出ます。

記

使用印鑑



- 1 入札及び見積りの件
- 2 契約の締結の件
- 3 代金の請求及び受領の件
- 4 その他実施に関する一切の件

※ 使用印鑑は、委任がある場合、受任者使用印と同じ。

技 術 職 員 名 簿

	氏名	生年月日				有資格区分コード										実務経験者担当 業種コード		資格者証 交付番号
		元号	年	月	日													
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

- ※1 「生年月日」欄の「元号」欄には、明治→「1」、大正→「2」、昭和→「3」、平成→「4」を入力してください。
- ※2 行が足りない場合は、行の挿入等を行ってください。
- ※3 様式第5号によらず、直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則様式第25号の11別紙2の技術職員名簿の写しに、朱書で加除訂正を行って申請日現在の状況を示したもので代えることができます。
- ※4 有資格区分コード及び実務経験者担当業種コードは、経営事項審査に係る技術職員名簿に使用する技術職員資格区分コード及び業種コードに準じます。

技術職員資格区分コード表

※「担当業種コード」：「実務経験者担当業種コード」欄に記入が必要なものは「要」

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
001	要	法第7条第2号イ該当（指定学科卒＋実務経験）【大学卒3年、高校卒5年】
002	要	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）
003	要	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
004	要	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

○「建設業法（技術検定）」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
111		1級建設機械施工技士
11A		1級建設機械施工技士（附則第4条該当）
212		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）
21B		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）
113		1級土木施工管理技士
11C		1級土木施工管理技士（附則第4条該当）
214		2級土木施工管理技士（土木）
21D		2級土木施工管理技士（土木（附則第4条該当））
215		2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
216		2級土木施工管理技士（薬液注入）
21E		2級土木施工管理技士（薬液注入（附則第4条該当））
120		1級建築施工管理技士
12A		1級建築施工管理技士（附則第4条該当）
221		2級建築施工管理技士（建築）
222		2級建築施工管理技士（躯体）
22B		2級建築施工管理技士（躯体（附則第4条該当））
223		2級建築施工管理技士（仕上げ）
127		1級電気工事施工管理技士
228		2級電気工事施工管理技士
129		1級管工事施工管理技士
230		2級管工事施工管理技士
131		1級電気通信工事施工管理技士
232		2級電気通信工事施工管理技士
133		1級造園施工管理技士
234		2級造園施工管理技士

○「建築士法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
137		1級建築士
238		2級建築士
239		木造建築士

○「技術士法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
141		建設・総合技術監理（建設）
14A		建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）
142		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
14B		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）
143		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
14C		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）
144		電気電子・総合技術監理（電気電子）
145		機械・総合技術監理（機械）
146		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
147		上下水道・総合技術監理（上下水道）
148		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
149		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
14D		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）
150		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
151		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
15A		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）
152		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
153		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
154		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

○「電気工事士法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
155		第1種電気工事士
256		第2種電気工事士【3年】

○「電気事業法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
258		電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】

○「電気通信事業法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
259		電気通信主任技術者【５年】

○「水道法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
265		給水装置工事主任技術者【１年】

○「消防法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
168		甲種消防設備士
169		乙種消防設備士

○「職業能力開発促進法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
171		建築大工（１級）
271		建築大工（２級）
164		型枠施工（１級）
264		型枠施工（２級）
16B		型枠施工（１級）（附則第４条該当）
26B		型枠施工（２級）（附則第４条該当）
172		左官（１級）
272		左官（２級）
157		とび・とび工（１級）
257		とび・とび工（２級）
15B		とび・とび工（１級）（附則第４条該当）
25B		とび・とび工（２級）（附則第４条該当）
173		コンクリート圧送施工（１級）
273		コンクリート圧送施工（２級）
17A		コンクリート圧送施工（１級）（附則第４条該当）
27A		コンクリート圧送施工（２級）（附則第４条該当）
166		ウエルポイント施工（１級）
266		ウエルポイント施工（２級）
16C		ウエルポイント施工（１級）（附則第４条該当）
26C		ウエルポイント施工（２級）（附則第４条該当）
174		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（１級）
274		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（２級）
175		給排水衛生設備配管（１級）
275		給排水衛生設備配管（２級）
176		配管・配管工（１級）
276		配管・配管工（２級）
170		建築板金「ダクト板金作業」（１級）
270		建築板金「ダクト板金作業」（２級）
177		タイル張り・タイル張り工（１級）
277		タイル張り・タイル張り工（２級）
178		築炉・築炉工・れんが積み（１級）
278		築炉・築炉工・れんが積み（２級）
179		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（１級）
279		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（２級）
180		石工・石材施工・石積み（１級）
280		石工・石材施工・石積み（２級）
181		鉄工・製罐せいかん（１級）
281		鉄工・製罐せいかん（２級）
182		鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）
282		鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）
183		工場板金（１級）
283		工場板金（２級）
184		板金・建築板金・板金工（１級）
284		板金・建築板金・板金工（２級）
185		板金・板金工・打出し板金（１級）
285		板金・板金工・打出し板金（２級）
186		かわらぶき・スレート施工（１級）
286		かわらぶき・スレート施工（２級）
187		ガラス施工（１級）
287		ガラス施工（２級）
188		塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）
288		塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）
189		建築塗装・建築塗装工（１級）
289		建築塗装・建築塗装工（２級）
190		金属塗装・金属塗装工（１級）
290		金属塗装・金属塗装工（２級）
191		噴霧塗装（１級）
291		噴霧塗装（２級）
167		路面標示施工
192		畳製作・畳工（１級）
292		畳製作・畳工（２級）
193		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）
293		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（２級）

194		熱絶縁施工（１級）
294		熱絶縁施工（２級）
195		建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）
295		建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）
196		造園（１級）
296		造園（２級）
197		防水施工（１級）
297		防水施工（２級）
198		さく井（１級）
298		さく井（２級）

○その他の資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
061		地すべり防止工事【１年】
06A		地すべり防止工事（附則第４条該当）【１年】
040		基礎ぐい工事
062		建築設備士【１年】
063		計装【１年】
060		解体工事
064		基幹技能者
099	要	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当

（備考）

資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第７条第２号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

実務経験者担当業種コード表

実務経験者担当業種コード	建設業の種類
01	土木工事業
02	建築工事業
03	大工工事業
04	左官工事業
05	とび・土工工事業
06	石工事業
07	屋根工事業
08	電気工事業
09	管工事業
10	タイル・レンガ・ブロック工事業
11	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事業
13	舗装工事業
14	しゅんせつ工事業
15	板金工事業
16	ガラス工事業
17	塗装工事業
18	防水工事業
19	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事業
22	電気通信工事業
23	造園工事業
24	さく井工事業
25	建具工事業
26	水道施設工事業
27	消防施設工事業
28	清掃施設工事業
29	解体工事業
99	とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）